

6－7市単（仮称）つくば市荃崎給食レストラン建設設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、市の学校給食のさらなる向上と、より安全でおいしい給食提供のほか、この施設を活用し、地産地消の推進や新たなコミュニティの場の創造など、様々な事業展開を理解し、高い技術力と豊かな経験を持つ設計者を選定することを目的とする。

上記目的を達成するにあたり、価格のみでなく、建築設計に関する高い専門性や技術力、企画力等を経験や実績も踏まえて総合的に判断し、最も適切な事業者を選定するため、プロポーザルでの事業者選定を行うものである。ただし、契約後の業務においては、本公募型プロポーザルにて提案された内容を全て採用するものではなく、発注者であるつくば市の指示を優先して、内容を決定していく。

2 業務概要

(1) 業務名

6－7市単（仮称）つくば市荃崎給食レストラン建設設計業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「建築設計業務委託共通仕様書」「設計業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

建設地：つくば市下岩崎 2105 番地 約 2,500 m²

鉄骨造 2 階建て 900 m²程度

その他外構工事一式、つくば市立荃崎第二小学校からの渡り廊下

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年（2026 年）1 月 31 日（金）まで。

基本設計：契約締結日の翌日から令和 7 年（2025 年）7 月まで。

実施設計：令和 7 年（2025 年）7 月から令和 8 年（2026 年）1 月まで。

(4) 提案（見積額）限度額

19,030,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】

令和 6 年（2024 年）度： 3,806,000 円（全体の 20%）

令和 7 年（2025 年）度： 15,224,000 円（全体の 80%）

3 公募型プロポーザルの日程

変更の可能性もあるため、市ホームページを適宜確認すること。

実施内容	実施期日
実施要領の公表	令和 6 年（2024 年）11 月 13 日（水）
参加申込（一次審査）の受付	令和 6 年（2024 年）11 月 13 日（水）から 令和 6 年（2024 年）11 月 29 日（金）まで
参加申込（一次審査）に関する 質疑受付	令和 6 年（2024 年）11 月 13 日（水）から 令和 6 年（2024 年）11 月 20 日（水）まで
参加申込（一次審査）に関する 質疑回答	令和 6 年（2024 年）11 月 26 日（火）
参加申込（一次審査）結果の通知	令和 6 年（2024 年）12 月 4 日（水）
参加申込（一次審査）結果に 関する質疑受付	一次審査（書類審査）結果の通知日から 令和 6 年（2024 年）12 月 11 日（水）まで
参加申込（一次審査）結果に 質疑回答	令和 6 年（2024 年）12 月 17 日（火）
企画提案（二次審査）の受付	一次審査（書類審査）結果の通知日から 令和 6 年（2024 年）12 月 27 日（金）まで
企画提案（二次審査）に関する 質疑受付	一次審査（書類審査）結果の通知日から 令和 6 年（2024 年）12 月 11 日（水）まで
企画提案（二次審査）に関する 質疑回答	令和 6 年（2024 年）12 月 17 日（火）
候補者選定委員会の開催	令和 7 年（2025 年）1 月 16 日（木）又は 17 日（金）
企画提案（二次審査）結果の通知	令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）
企画提案（二次審査）結果に 関する質疑受付	企画提案（二次審査）結果の通知日から 令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）まで
契約締結	令和 7 年（2025 年）1 月下旬予定

4 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。(1)～(7)の参加資格要件については、各構成員ともに満たすこと。また、プロポーザル参加形態は共同企業体のみとする。

なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があるという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 過去 10 年以内に国、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する公共

法人又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する指定管理者と元請として設計業務の契約（指定管理者との契約の場合は、指定管理者として契約したものに限る。）を締結し、履行した実績を有すること。

(8) 代表構成員においては、以下の要件についても満たすこと。

ア 地域要件は地域指定なしとする。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による建築士事務所としての登録を受けていること。

ウ 3 か月以上継続して雇用している建築士法第 2 条第 2 項による一級建築士が 3 名以上いること。

エ 上記の一級建築士を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

オ 直近 2 事業年度の平均売上高が、2 千万円以上であること。

(9) 構成員においては、以下の要件についても満たすこと。

ア 地域要件は、つくば市内に本店を置き継続して 2 年以上経過していること。

イ 建築士法第 23 条の規定による建築士事務所としての登録を受けていること。

ウ 3 か月以上継続して雇用している建築士法第 2 条第 2 項の規定による一級建築士が 1 名以上いること。

5 特定業務共同企業体結成要件等

(1) 構成員の数は、代表者を含め 2 者であること。

(2) 構成員は、業務の履行に当たり、資本を提供し合うものとする。

(3) 運営形態は、構成員が一体となって履行する方式であること。

(4) 構成員の出資比率の下限は、30 パーセントとすること。

(5) 出資比率の最大の構成員が代表者となること。

(6) この入札について、共同企業体の構成員となって参加した者は、当該プロポーザルに係る他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(7) 各構成員は、特定業務共同企業体協定書により協定を締結していること。

6 参加申込（一次審査）

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）
- イ 参加資格要件に係る申立書（様式第 3 号）
- ウ 特定業務共同企業体プロポーザル参加申請書及び協定書（様式第 4 号）
- エ 業務実施体制調書（様式第 5 号）
- オ 配置予定担当者の業務実績（様式第 6 号）
- カ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- キ 公募開始の日時点で参加資格要件に掲げる税についての未納がないことを証明する証明書の写し
- ※ その他、記載されている内容が確認できる書類（契約書の写し等）の提出を求める場合がある。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部

※ ウは特定業務共同企業体プロポーザル参加申請書に特定業務共同企業体協定書を添付し、袋綴じにして各構成員の印鑑にて契印し、持参もしくは郵送により 3 部提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法とすること。

(4) 受付期間

令和 6 年（2024 年）11 月 13 日（水）から令和 6 年（2024 年）11 月 29 日（金）まで。

※ 持参の場合の受付時間は、平日の 9 時から 16 時 30 分までとする。

郵送の場合は令和 6 年（2024 年）11 月 29 日（金）必着とする。

(5) 参加申込（一次審査）に関する質問について

ア 提出書類

質問書（様式第 1 号）

イ 質問方法

電子メールにて、質問書（様式第 1 号）を以下のメールアドレスに送信すること。電子メール送信後、電話にて担当者にメール着信の確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

ウ 受付期間

令和 6 年（2024 年）11 月 13 日（水）から令和 6 年（2024 年）11 月 20 日（水）まで。

エ 回答方法

令和 6 年（2024 年）11 月 26 日（火）に、本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答する場合がある。

(6) 参加申込（一次審査）審査結果通知書の送付

参加申込（一次審査）は参加資格審査を兼ねるものとする。提出された参加表明書の審査を行い、結果を令和 6 年（2024 年）12 月 4 日（水）に通知する。

(7) 参加申込（一次審査）結果についての説明を求めることができる期間

一次審査（書類審査）結果の通知日から令和 6 年（2024 年）12 月 11 日（水）まで。

電子メールにて、質問書（様式第 1 号）を以下のメールアドレスに送信すること。電子メール送信後、電話にて担当者にメール着信の確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

7 企画提案（二次審査）

一次審査（書類審査）結果の通知により、参加資格を満たした者は、次の書類

を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第 7 号）
- イ 企画提案書（任意様式、A3 用紙 3 枚以内）
- ウ 業務工程計画書（任意様式、A3 用紙 1 枚以内）
- エ 本業務委託見積書（任意様式、A4 用紙 1 枚以内）
- オ プレゼンテーション審査出席者報告書（様式第 8 号）

(2) 企画提案書

ア 書式等

- ・文字サイズは 12 ポイント以上とする。
- ・使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

イ 注意事項

- ・企画提案書には、事業者名（会社名等）を記載しないこと。
- ・企画提案書には通しのページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の製本は行わず、審査のための複製ができるよう、ファイル等に綴じて提出すること。
- ・企画提案書に記載した事項は、本業務を受託した場合に、実現できることが保証されるものでなければならない。

(3) 提出部数

各 15 部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法とすること。

(5) 受付期間

一次審査（書類審査）結果の通知日から令和 6 年（2024 年）12 月 27 日（金）まで。

※ 持参の場合の受付時間は、平日の 9 時から 16 時 30 分までとする。

郵送の場合は令和 6 年（2024 年）12 月 27 日（金）必着とする。

(6) 企画提案（二次審査）に関する質問について

ア 提出書類

質問書（様式第 1 号）

イ 質問方法

電子メールにて、質問書（様式第 1 号）を以下のメールアドレスに送信すること。電子メール送信後、電話にて担当者にメール着信の確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

ウ 受付期間

一次審査（書類審査）結果の通知日から令和 6 年（2024 年）12 月 11 日（水）まで。

エ 回答方法

令和 6 年（2024 年）12 月 17 日（火）に、本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答する場合がある。

(7) 企画提案（二次審査）審査結果通知書の送付

候補者選定委員会で審査を行い、結果を令和 7 年（2025 年）1 月 22 日（水）に通知する。

(8) 企画提案（二次審査）結果についての説明を求めることができる期間

企画提案（二次審査）結果の通知日から令和 7 年（2025 年）1 月 29 日（水）まで。

電子メールにて、質問書（様式第 1 号）を以下のメールアドレスに送信すること。電子メール送信後、電話にて担当者にメール着信の確認を行うこと。なお、口頭による質問は受け付けない。

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp

8 審査

(1) 選定委員会の設置

適正な審査を実施するため、候補者選定委員会を設置し、二次審査に係る企画提案書等の審査及び評価により本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 一次審査（書類審査）

評価基準による評価点の合計で順位を付け、上位4者を二次審査の参加者として選定する。ただし、評価点の合計による同点が複数あり、上位が4者に絞り込めない場合は、「技術者の実績」の合計点の順序により比較し、順位を決定する。

(3) 一次審査の観点

別紙「6－7市単（仮称）つくば市茎崎給食レストラン建設設計業務委託評価基準及び配点一覧」のとおり。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施内容

プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容について行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。プレゼンテーション用アプリケーション等を用いて実施することを許可するが、プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意したものを使用し、パソコンは事業者が持ち込むこと。なお、持ち込んだ機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。プレゼンテーションは非公開とする。

イ 時間配分

プレゼンテーションの実施時間は1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ 出席者

出席者は4人以内とし、本業務を担当する管理責任者1名及び担当者1名は必ず出席すること。また、出席者はプレゼンテーション審査出席者

報告書（様式第7号）により事前に報告するものとする。

エ 開催日時

令和7年（2025年）1月16日（木）又は17日（金）の開催を予定している。正式な日時や集合場所等については、別途通知する。

(5) 二次審査の観点

別紙「6－7市単（仮称）つくば市茎崎給食レストラン建設設計業務委託評価基準及び配点一覧」のとおり。

(6) 二次審査結果による選定

候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位を付け、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位が2者以上あるときは、下記項目の順序により比較し、順位を決定する。

ただし、全ての提案について基準を満たさないと判断した場合は、候補者を選定しない。なお、提案者が1者であっても企画提案審査を実施する。

ア 全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計

イ 「「（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備基本計画」等への理解」「地産地消への理解」「利便性に関する提案」「追加提案」の委員長及び各委員の評価点の合計

(7) 審査結果の公表

審査結果については「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

9 失格事項

提案者又は提出された企画提案書類等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 実施要領及び別紙「仕様書」に定める事項に適合しない場合
- (2) 虚偽の行為があったと認められる場合
- (3) プレゼンテーションに出席しなかった場合

- (4) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与えるような不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 価格見積書の金額が提案限度額を超過した場合、また各年度の限度額を超えた場合
- (7) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合

10 参加申込書類及び企画提案書類提出に当たっての留意点

- (1) 参加表明書類及び企画提案書類の提出は1事業者につき1案とする。
- (2) 提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は本企画提案に参加できない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、担当部署より補足資料の提出を求める場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合、提出書類は無効とする。
- (5) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、提案者の負担とするため、模型やパネル等の使用は控え、パースを使用する場合も簡易なものとする。
- (6) 提案書等の著作権は、その提案者に帰属し、市は提案者に無断で本プロポーザルの選定審査以外には使用しないものとする。
- (7) 審査を行う作業に必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することがある。
- (8) 提出された書類は返却しない。
- (9) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。
- (10) 提出書類への社印等の押印は不要とできる。ただし省略する場合、各様式の上部に設けた「担当者」及び「責任者」の欄に、名前と連絡先を記入する

こと。

11 参加辞退

参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を持参又は郵送で提出すること。

12 契約の締結

(1) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、具体的成果品を求めるものではない。

(2) 市は最優秀提案者と、地方自治法施行令第167条の2に基づき、当該業務の随意契約を締結し、契約手続き及び契約書は、つくば市契約規則及びその他の契約に関する規定に定めるところによる。

(3) 次に掲げる事態が生じたときは、最優秀提案者の選定において順位の高かった者の順に協議を行い、契約候補者を決定する。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退した場合

イ 契約締結日までに契約候補者が参加資格要件を欠く事態が生じた場合

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わった場合

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

13 その他

本公募型プロポーザルについて、今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、変更または中止をする場合がある。この場合、参加表明者等に対して市は一切の責任を負わないものとする。

14 参考資料

(1) 「(仮称)つくば市茎崎給食レストラン整備基本計画」

(2) 学校給食衛生管理基準

15 担当部署（各種提出・問合せ先）

つくば市教育局健康教育課学校給食係

住 所：〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

電 話：029-883-1111（内線 4930）

F A X：029-868-7613

電子メールアドレス：edc060@city.tsukuba.lg.jp